



令和2年2月27日

国税庁長官 星野 次彦 殿

全国青年税理士連盟

会長 三谷 智

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## 新型コロナウイルス感染症についての緊急要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。当連盟は納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大し、深刻な問題となっていることは報道等で周知の事実ですが、全国各地域の確定申告相談会場（以下、相談会場）は、厚生労働省の示す「対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境」に該当し、感染のリスクが高いと考えられます。これから3月16日の所得税の申告期限に向けて、相談会場はますます混雑していくことが予想され、このままでは、相談会場が感染源になる可能性は否定できません。また、相談会場におけるマスクの着用や消毒等の対応では完全な感染防止対策とは言えず、納税者の不安は増すばかりです。

そこで、当連盟より、ぜひ以下の項目に関して至急ご対応いただきたく、要望いたします。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1. 来月に迫っている令和元年分の申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告期限等について、申告期限の延長（国税通則法11条）を適用することとし、延長する期限については、収束の見通しを示すことが現状困難であることから、別途定めることとする。また、ホームページ等を用いて申告期限が延長されたことを広報すること。
2. 全国各地の確定申告相談会場を即刻閉鎖し、感染拡大を未然に防止すること。

以上